

## 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」に関する意見書

平成25年8月30日、復興庁は、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「支援法」という）について、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」（以下「基本方針案」という）を公表した。

支援法は、低線量被ばくによる健康被害が否定できないという前提に立った上で、福島第一原子力発電所事故の被災者に対し、被災地にとどまり住まう、避難する、被災地に帰還する、のいずれの選択をしたとしても、それぞれに対応した支援施策を講じることを理念としているものである。

ところが、基本方針案は、この支援法の理念を反映しているとは言えず極めて遺憾である。

以下に、基本方針案の問題点を指摘する。

### 基本方針案の公表まで時間がかかりすぎていること

支援法が施行されたのは平成24年6月であったが、同法施行当時、被災者は、同法に基づき速やかに支援が行われるものと強く期待した。しかし、その期待は裏切られ、このたびの公表まで約1年2ヶ月も要した。このような中、やむを得ず帰還せざるを得なかった避難者も多数存在したのであり、国は、改めて、被災者に対する支援は速やかになさなければならないことを認識すべきである。

よって当会は、基本方針が策定された後は、具体的な施策を早期に実施することを強く求める。

### 被災者からの意見を聴取せずに基本方針案を公表したこと

支援法5条3項は、「政府は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定している。

これまで、全国各地の被災者団体ないしその支援団体が、同条同項を根拠として、復興庁に対し公聴会の開催を要望してきたにもかかわらず、復興庁は、このたびの基本方針案の公表に先立ち、公聴会などの「意見を反映させるために必要な措置」を講ずることは一切しなかった。なお、復興庁は基本方針案についてパブリックコメントを求めているが、支援法5条3項の規定からすると、同法が「意見を反映させるために必要な措置」としてパブリックコメントのような一般的手続のみを想定しているとは考えられず、パブリックコメントを経るのみで基本方針を策定することは前記条項に反し違法である。

国は、基本方針案の公表の前に、被災者に対し、同条同項の「意見を反映させるために必要な措置」として、被災者の顔が見える場で積極的に説明する機会を設けるべきであり、どのような方法を執るのかを明らかにすべきであったのであり、速やかに、この具体的な方法を明らかにすべきである。

### 「支援対象地域」を定める「一定の基準」（支援法8条）が曖昧にされていること

基本方針案は、原発事故発生後、年間積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある地域と連続しながら、20ミリシーベルトを下回る「相当な」線量が広がっていた福島県中通り及び浜通りの市町村（避難指示区域等を除く）を「支援対象地域」とし、支援法1条にある「準ずる者」という文言をとらえて、「支援対象地域」とは

別に「準支援対象地域」を定めるとしている。

しかしながら、当会が2013年(平成25年)1月24日付「原発事故子ども・被災者支援法に基づく基本方針に関する意見書」において求めたように、2011年3月11日以降の1年間の追加被ばく線量が国際放射線防護委員会(ICRP)勧告の一般公衆の被ばく限度量である年間1ミリシーベルトを超えることが推定される全地域及び福島県の全域を「支援対象地域」とするべきである。そして、これら地域の被災者及びこれら地域からの避難者について、避難の権利を実質的に保障するための必要な支援施策を実施することを強く求める。

基本方針案記載の施策は「支援対象地域」と関連性がないこと

平成25年3月に復興庁は「支援施策パッケージ」を公表したが、このたびの基本方針案の施策とりまとめ(案)は、同パッケージと同じく、これまでの施策の寄せ集めに過ぎない。「支援対象地域」を定めたことにより何らかの施策が行われるという内容となっていない。

「準支援対象地域」も、既になされてきた施策毎に設定されている対象地域を後付けで名付けたものに過ぎない。

被災者が強く要望している支援が検討されていないこと

基本方針案には、新規避難者を対象とした住宅支援や避難のための移動支援、福島県外における健康診断の実施や被災者への医療費の減免措置について記載されておらず、避難者への支援があまりにも乏しい。

また、「移動の支援」として、二重生活を強いられている母子避難者等に対し高速道路の無料措置を実施するとしているが、移動の負担を考慮し、公共交通機関の交通費を無料化するべきである。

これらは、被災者にとって、最も切実で必要不可欠の支援であり、早急を実施されることが強く望まれている。

リスクコミュニケーションの進め方に疑問があること

基本方針案には、「その他の支援」「(4)国民の理解」という項があり、その中で「不安を感じている被災者と双方向の意思疎通に留意し、放射線影響等に係る統一的資料を活用しながら、リスクコミュニケーションを進める。」とある。

この記載にある「統一的資料」が何を意味するのか不明であるが、支援法は「放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと」(同法1条)を前提としているのであるから、特定の安全側の見解(ホルミシス論など)に偏り、安心を強調するようなリスクコミュニケーションを進めることのないよう強く要請する。

当会は、兵庫県下の他の支援団体と連携して、東京電力福島第一原子力発電所の原発事故により兵庫県に避難してきた方々を支援している。

このたび発表された基本方針案は、上述のとおり、支援法の理念を反映していないことは明らかであるから、国に対し、基本方針案を抜本的に見直すことを要請する。

2013年(平成25年)9月19日

兵庫県弁護士会  
会長 鈴木 尉 久